

埼玉県「働くシニア応援サイト」バナー掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県「働くシニア応援サイト」(以下、本サイト)に掲載するバナーの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、本サイトとは、シニア活躍推進課が管理・公開するホームページで、次のURLから始まるものをいう。

<https://www.senior.pref.saitama.lg.jp/>

(バナーの規格等)

第3条 バナーを掲載する位置及び規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 位置 トップページ下
- (2) 規格 ・データ形式 jpeg もしくは gif
 - ・静止画像
 - ・大きさ 概ね 横250ピクセル 縦75ピクセル 以内

(掲載の対象)

第4条 バナーを掲載できる者は、働くシニア応援プロジェクトパートナー企業とし、パートナー企業は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 埼玉県とシニア活躍推進に係る業務委託契約を締結した者
- (2) 包括的連携協定に基づき、埼玉県内におけるシニア活躍推進を進める者
- (3) その他、埼玉県のシニア活躍推進に係る取組を理解し、県の取組に協力的な者で、シニア活躍推進課長が必要と認めた者

(掲載の申請)

第5条 前条に定める者がバナーの掲載を希望するときは、以下のメールアドレスあてにバナーデータ及びリンク先URLを送付して申請するものとする。

送付先 シニア活躍推進課雇用推進担当 a4540-02@pref.saitama.lg.jp

(バナー等の内容)

第6条 バナー及びバナーのリンク先のホームページの内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令・規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの

- (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
 - (5) 個人の氏名広告
 - (6) 意見広告
 - (7) その他内容が適当でないと認めるもの
- 2 シニア活躍推進課は、バナーのリンク先のホームページの内容について一切の責任を有しないものとする。

(掲載の決定)

第7条 シニア活躍推進課長は、第5条により掲載の申請を受け、前条の規定に反しないと認められるときは、速やかに当該バナーを掲載する。

(掲載の期間)

第8条 バナーの掲載期間は次の各号のいずれかとする。

- (1) 第4条第1号に該当する者は、契約期間とする。
- (2) 第4条第2号に該当する者は、原則1年とする。ただし、シニア活躍の取組が特に優秀とシニア活躍推進課長が認めた場合には、協定の期間とすることができる。
- (3) 第4条第3号に該当する者は、シニア活躍推進課長が必要と認めた期間とする。

(掲載の取りやめ)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、シニア活躍推進課長はバナーの掲載を取りやめることができる。

- (1) 第6条の規定に反すると認められるとき
- (2) バナーを掲載する者から掲載を取りやめる旨の申し出があった時
- (3) 天災、事変その他の非常事態の発生等により、本サイトの運営を一時停止又は休止するとき
- (4) バナーの掲載を継続することが適切でないと認められるとき
- (5) その他バナーの掲載を継続することが困難であると認められるとき

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本サイトに掲載するバナーの取扱いについて必要な事項は、シニア活躍推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は平成31年4月3日から施行する。